

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		と畜場法施行条例			
条 例 番 号		平成15年神奈川県条例第7号	法規集	第8編第6章第1節	
所 管 室 課		健康医療局生活衛生部生活衛生課			
条 例 の 概 要		と畜場法施行令第1条第11号の規定に基づき、食用に供するために行う獣畜の適正な処理の確保のため、公衆衛生の見地から必要とされると畜場の構造設備の基準等に関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、と畜場法施行令第1条で定めていると畜場の構造設備基準のほか、食肉等の安全性の確保及び食肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、より詳細な構造設備基準が必要であり、同条第11号に基づきその基準を定めるものとして必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定めた構造設備の基準は、と畜場法の趣旨を遵守し、と畜場における獣畜の処理の適正を確保するために有効である。			と畜検査頭数 牛 豚 R5 3,413 418,322 R4 3,694 427,921 R3 3,975 446,083
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例において規定している構造設備基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複することなく、効率的な内容である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の「③生活の安心の確保 ①食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	と畜場法施行令に基づき、と畜場の構造設備基準を定めており、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				